（期間の変更）

第十条　市町村長は、乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、第九条第三項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［２　略］

３　総務大臣は、前項の規定による報告があったとき又は甲調査若しくは乙調査（総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［４　略］

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項第一号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

２　総務大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

（報告の義務及び方法）

第十二条　第七条第一項に掲げる調査事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

［２　略］

３　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる経済センサス基礎調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　第九条第一項第一号に掲げる方法　調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二　第九条第一項第二号に掲げる方法　調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

三　第九条第二項に掲げる方法　調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

［イ～ニ　略］

第八条第二項	統計調査員	委託管理団体に所属する者
	その事務	第十二条第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
	証票	委託管理団体証
第十一条第一項並びに第十五条第一項及び第二項	統計調査員	委託管理団体

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、甲調査又は乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、第十一条第三項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［２　同上］

３　総務大臣は、前項の規定による報告があったとき又は乙調査（総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［４　同上］

［新設］

（報告の義務及び方法）

第十四条　第六条第一項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

［２　同上］

３　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　甲調査　新たに把握した調査事業所にあっては調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法、それ以外の調査事業所にあっては統計調査員の質問に答える方法

［新設］

二　乙調査　調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

［イ～ニ　同上］